

香芝市告示第113号

香芝市一般不妊治療費助成金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月13日

香芝市長 三橋和史

香芝市一般不妊治療費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般不妊治療（体外受精及び顕微授精を除く不妊治療（不妊治療のための検査及び人工授精等を含む。）をいう。以下同じ。）を受ける夫婦の経済的な負担の軽減を図り、もって少子化対策の推進に寄与するため、香芝市一般不妊治療費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、香芝市補助金等交付規則（平成11年規則第6号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる夫婦)

第2条 助成金の交付の対象となる夫婦は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

(1) 一般不妊治療のための診療又は治療（以下「診療等」という。）の初日（以下「診療等初日」という。）において、医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。以下同じ。）の規定に基づく被保険者又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）である夫婦

(2) 診療等初日（診療等初日から診療等の最終日までに香芝市（以下「市」という。）に転入した場合は、当該転入の日）から第5条第1項の規定による申請の日（以下「申請日」という。）までの間において、夫婦いずれか一方又は両方が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている夫婦

(3) 申請日において、戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による婚姻の届出をしている夫婦

(4) 申請日において、市税を滞納していない夫婦

(5) 国又は他の地方公共団体等が行う同様の助成を受けていない夫婦

(助成の対象となる診療等)

第3条 助成金の交付の対象となる一般不妊治療は、産科、婦人科、産婦人科又は泌尿器科を標榜する保険医療機関において行う一般不妊治療とする。た

だし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 夫婦以外の第三者から精子、卵子又は胚の提供を受けて行うもの
 - (2) 第三者が妻に代わって妊娠及び出産するもの
 - (3) 効果が不明確であるもの
- (助成金の額)

第4条 助成金の額は、医療保険各法の適用を受ける一般不妊治療に要した費用のうち夫婦が負担する額及び医療保険各法の適用を受けない一般不妊治療に要した費用（出産（流産及び死産を含む。）に係る費用、入院料、食事療養標準負担額、個室料、証明書、診断書等に係る文書料その他一般不妊治療に直接関係のない費用は除く。）の合計額に、2分の1を乗じて得た額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、1年度につき5万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、一般不妊治療（この要綱又は香芝市一般不妊治療費助成金交付要綱を廃止する要綱（令和2年7月30日施行）による廃止前の香芝市一般不妊治療費助成金交付要綱の規定による助成金の交付を受けたものに限る。）に係る費用の支払をした日のうち、最も早い日の属する年度の末日から起算して5年を経過した日以後の一般不妊治療に係る費用は、この要綱による助成の対象としないものとする。

(交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、一般不妊治療に係る費用の支払をした日の属する年度の翌年度の末日までに、香芝市一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第5号から第7号までに掲げる書類について、公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 一般不妊治療医療機関受診等証明書
- (2) 一般不妊治療を受けたことが分かる領収書の写し又は支払額等が確認できる書類の写し及び診療明細書の写し
- (3) 医療保険各法の規定に基づく資格確認書等の写し又はマイナポータルの医療保険の資格情報を印字装置により出力したもの等で被保険者等であることが確認できるもの
- (4) 限度額適用認定証の写し若しくは限度額適用認定の区分が確認できる資格確認書等の写し又はマイナポータルの医療保険の資格情報を印字装置により出力したもの等で限度額適用認定の区分が確認できるもの
- (5) 夫婦両方の住民票の写し

- (6) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（住民票の写し
(夫婦が同一世帯の場合で、夫婦どちらか一方が世帯主のときに限る。)
又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本)
- (7) 夫婦両方の市税に滞納がないことを証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 申請者の実績は、前項の規定による申請によって報告されたものとみなす。
(交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて助成金に係る事項について関係機関に照会し、適當と認めたときは、助成金の交付を決定し、香芝市一般不妊治療費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び照会の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、香芝市一般不妊治療費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 交付すべき助成金の額は、第1項の規定による助成金の交付の決定をもって確定したものとみなす。

4 市長は、第1項の規定により助成金の交付の決定をしたときは、助成金を申請者が指定する口座に振り込むものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に香芝市一般不妊治療費助成金交付要綱（令和2年7月30日施行）の規定により助成金の交付の申請をし、又はその決定を受けている者は、この要綱の規定により助成金の交付の申請をし、又はその決定を受けている者とみなす。

第1号様式（第5条関係）

香芝市一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書

年　月　日

香芝市長

住　　所

氏　　名

電　話　番　号

香芝市一般不妊治療費助成金の交付について、香芝市一般不妊治療費助成金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請し、及び請求します。

請　求　額　　金　　円

該当するものにチェックを入れ、必要事項を記入してください。

夫	住　　所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	フリガナ		生年月日
	氏　　名		年　月　日
妻	住　　所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	フリガナ		生年月日
	氏　　名		年　月　日
1 香芝市で過去にこの助成を受けたことがあるか。 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある			
2 国又は他の地方公共団体等が行う同様の助成を受けたことがあるか。 <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある			
3 2で「ある」にチェックを入れた方のみ 助成を受けた団体の名称（　　）			
<input type="checkbox"/> 私たちは、香芝市一般不妊治療費助成金の交付に関し、香芝市が私たちの住民登録状況、婚姻状況及び市税の納付状況について関係公簿等を調査し、助成金に係る事項について関係機関に照会することに同意します。			

振込先

支　払　機　関　名	預　金　種　別	口　座　番　号					
銀行	支店	普通・当座・その他(　　)	<input type="checkbox"/>				
農協	店　番	フリガナ					
信金		口座名義人					

添付書類

- 一般不妊治療医療機関受診等証明書
- 一般不妊治療を受けたことが分かる領収書の写し又は支払額等が確認できる書類の写し及び診療明細書の写し
- 医療保険各法の規定に基づく資格確認書等の写し又はマイナポータルの医療保険の資格情報を印字装置により出力したもの等で被保険者等であることが確認できるもの
- 限度額適用認定証の写し若しくは限度額適用認定の区分が確認できる資格確認書の写し又はマイナポータルの医療保険の資格情報を印字装置により出力したもの等で限度額適用認定の区分が確認できるもの
- 夫婦両方の住民票の写し
- 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（住民票の写し（夫婦が同一世帯の場合で、夫婦どちらか一方が世帯主のときに限る。）又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本）
- 夫婦両方の市税に滞納がないことを証明する書類
- その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長

印

香芝市一般不妊治療費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市一般不妊治療費助成金について、香芝市一般不妊治療費助成金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

交付決定金額 金 円

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

香芝市長

印

香芝市一般不妊治療費助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった香芝市一般不妊治療費助成金について、不交付と決定しましたので、香芝市一般不妊治療費助成金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

不交付の理由